

議案第 3 号

大野市立学校管理規則の一部を改正する規則案

令和 5 年 2 月 1 3 日 提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市学校運営協議会を設置するに当たり、家庭・地域・学校協議会を廃止するため

大野市教育委員会規則第 号

大野市立学校管理規則の一部を改正する規則

大野市立学校管理規則（昭和32年規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条～第6条の9（略）</p> <p>（削除）</p> <p>（学校事務共同実施組織）</p> <p>第6条の<u>10</u> 委員会は、複数の事務職員等が共同で複数の学校事務を実施するための組織（以下「共同実施組織」という。）を置くことができる。</p> <p>2（略）</p> <p>第7条～第41条（略）</p>	<p>第1条～第6条の9（略）</p> <p>（家庭・地域・学校協議会）</p> <p>第6条の10 学校に家庭・地域・学校協議会を置くことができる。</p> <p>2 家庭・地域・学校協議会は、地域全体の教育及び子育て方針や学校運営の基本方針を策定するとともに、それぞれが責任をもって活動を行う。</p> <p>3 家庭・地域・学校協議会の委員は、当該学校の保護者、地域住民及び職員の中から、校長が委嘱し、委員会に報告する。</p> <p>（学校事務共同実施組織）</p> <p>第6条の<u>11</u> 委員会は、複数の事務職員等が共同で複数の学校事務を実施するための組織（以下「共同実施組織」という。）を置くことができる。</p> <p>2（略）</p> <p>第7条～第41条（略）</p>

附 則

この規則は令和5年4月1日から施行する。